

第8条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社した後、下記の期間内に、採用決定者本人の都合又はその責に帰すべき事由若しくは甲の就業規則に基づく解雇又は懲戒解雇によって退社（雇用契約の終了）に至った場合、乙は、甲に対し、下記の割合の紹介手数料を返還する。

入社後1か月以内に退社：紹介手数料の50%

入社後1か月を超え2か月以内に退社：紹介手数料の25%

入社後2か月を超え3か月以内に退社：紹介手数料の10%